

東胆振圏域地域生活支援拠点事業

事業所の登録手順について

【問い合わせ先】

苫小牧地域精神保健福祉拠点センター内
特定非営利活動法人 ラポルト
電話：0144-56-5673

地域生活支援拠点等とは



障がいのある方を地域全体で支えるサービス提供体制

厚労省資料:地域生活支援拠点等について【第2版】

- ・障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築すること。

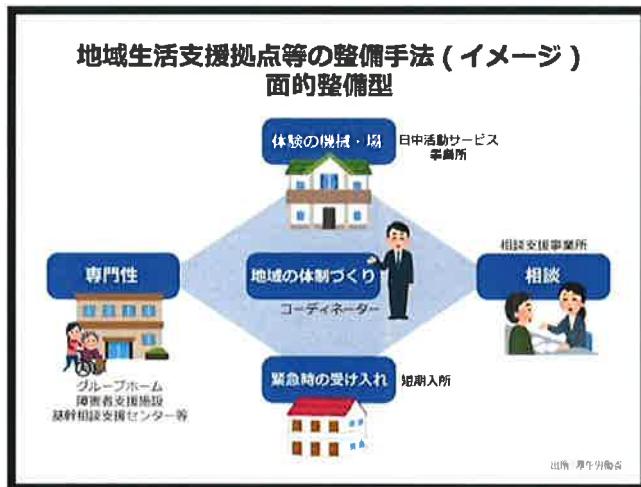
道資料:北海道における地域生活支援拠点の整備に係る

基本的な考え方

- ・障がいのある人の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、障がいのある人や障がいのある子どもが、住み慣れた地域で安心して暮らしていくよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みとして「地域生活支援拠点」を圏域市町村に整備する。

整備方法のイメージ図

(厚生労働省資料より)



【面的整備】

地域における複数の機関が連携し、
居住支援と地域支援機能の役割を分担し整備



◆東胆振圏域は、面的整備型で事業を進めています

苫小牧市、白老町、厚真町、安平町、むかわ町

5市町から事業委託を受け

「地域生活支援拠点事業」を行っています。

地域生活支援拠点

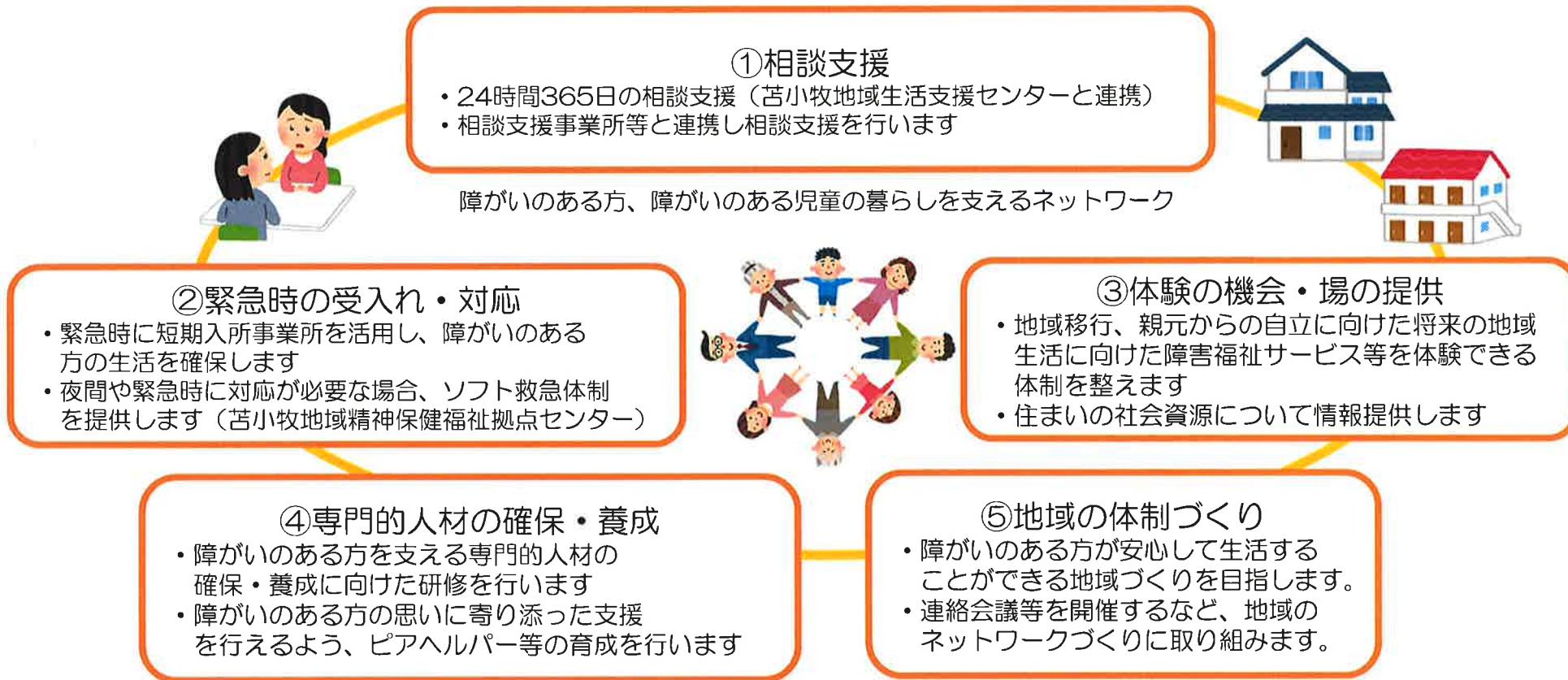
5つの機能(役割)とは

- 地域支援機能

- ①相談支援機能(地域移行の推進や親元からの自立)
- ②緊急時の受け入れ・対応
(短期入所(ショートステイ)の利便性の確保・対応力向上等)
- ③体験の機会・場の提供
(一人暮らし、共同生活援助への入居、日中活動等への参加)
- ④専門性の確保(人材の確保・養成、連携等)
- ⑤地域の体制づくり
(サービス拠点の整備、コーディネーターの配置等)

東胆振圏域地域生活支援拠点事業

～障がいのある方の地域生活を、関係機関・事業所が連携して支える体制づくり～



緊急で支援が必要になった時とは

急な理由により、いつも一緒に生活している方と一緒に過ごすことが出来なくなり障がいのある方を緊急で支援する必要がある場合

(例) いつも支援している方の

- ・急な病気やケガ等による入院
- ・要介護状態または退院のめどがたたない入院、入所、死去
- ・一時的に支援が難しく、できなくなってしまった場合

など

体験の機会・場の提供とは

地域の社会資源を活用した、地域生活の体験の場の提供ができるよう、情報提供を行います。

(例) ・グループホームの体験利用がしたい

- ・就労支援施設での体験利用がしたい
- ・レクリエーション等への参加をしてみたい 等

◎事業所の登録について

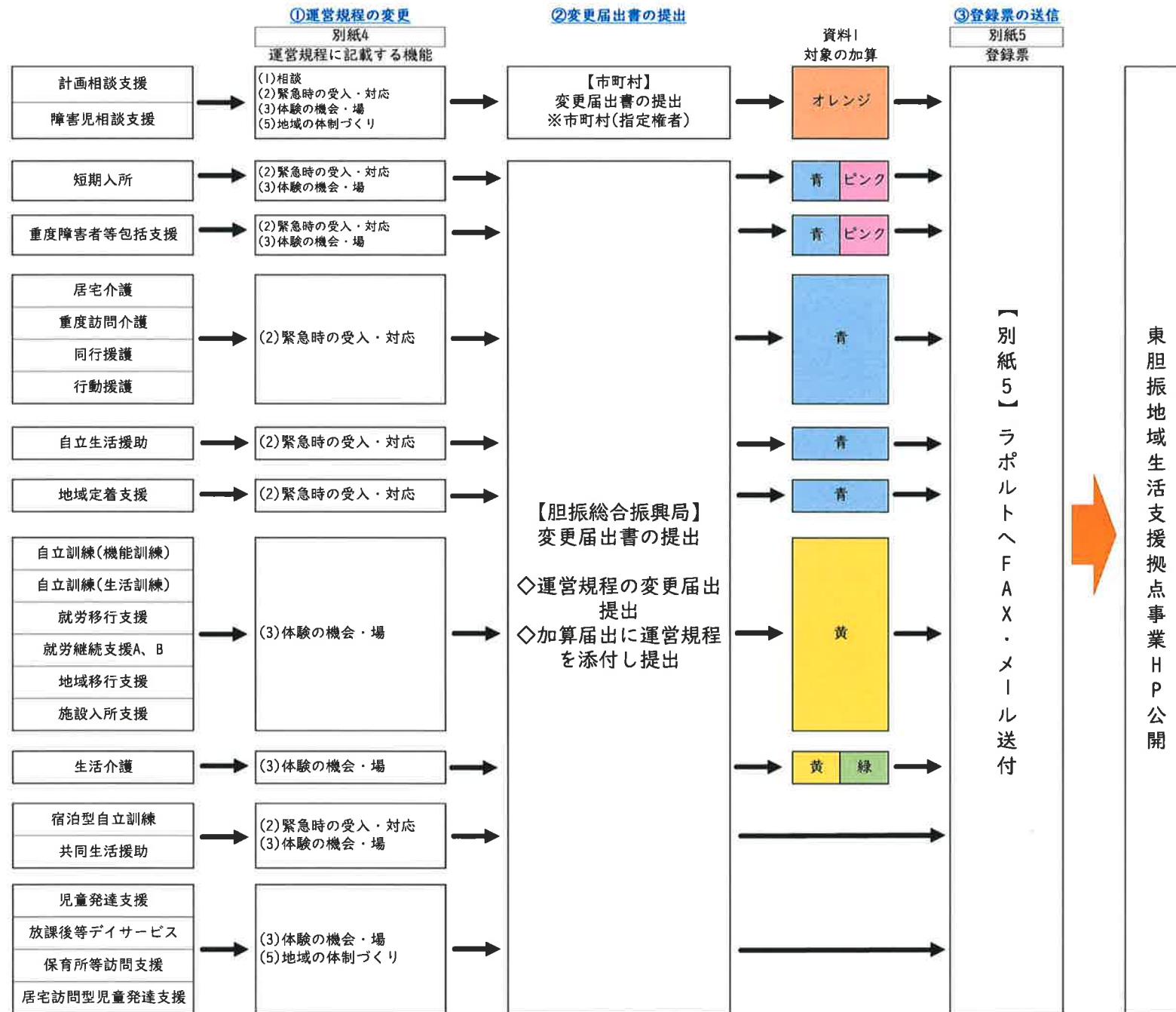
*①～⑤の担う機能を登録したら、
必ず支援を行わなければならないものではありません*

例：「緊急時の受入・対応」に登録した場合

緊急時の受入・対応を必ず了承しなければならないということでは
りりません。受入に理解のある事業所としてリストアップします
が、受入可能かどうか、事前に情報提供を行った上で、受け入れ可能か相談させていただきます。

課題点等については、今後の地域づくりに向けて協議や共有を目指し取り組みます

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所の届け出手順



◎事業所の登録について 問い合わせ先

東胆振圏域地域生活支援拠点事業
特定非営利活動法人 ラポルト

〒053-0803 苫小牧市矢代町3丁目3番3号
(苫小牧地域精神保健福祉拠点センター内)
電話：0144-56-5673/FAX：0144-84-3376